

漁業災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第四二号)(先議)要旨

漁業災害補償制度は、近年の我が国水産業を取り巻く厳しい環境の中で、輸入水産物の増大に伴う魚価の低迷、漁獲不振による共済事故の多発や掛金の上昇による加入の伸び悩み等の課題を抱えている。

本法律案は、このような事情にかんがみ、中小漁業者の共済需要の多様化に対応し、その経営の一層の安定に資するよう、漁業災害補償制度をより漁業実態に即した制度とし、その健全かつ円滑な運営を確保するために必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、最近の漁業情勢の変化に対応し、中小漁業者の共済への加入を促進するため、漁獲共済において、各種加入要件を緩和し、漁船のトン数別加入区分を統合するほか、養殖共済においては、防除可能な病害を漁業者の選択により共済金の支払対象から除外し、その負担する掛金を抑える特約を導入することとする。
- 二、漁業共済への幅広い加入と共済事業の安定を図る観点から、養殖共済及び特定養殖共済に附属していた養殖施設に係る共済を漁具共済に統合して新たに「漁業施設共済」を創設し、養殖施設のみの加入を可能とすることとする。

三、漁業生産の減少等により事業規模が縮小し、共済事業の安定的な継続が困難な漁業共済組合が出現している現状にかんがみ、漁業共済組合連合会と漁業共済組合との合併の制度を創設することとする。

四、漁業共済組合が自主的に行う地域共済事業の普及を図るため、漁業共済組合連合会による「地域再共済事業」を創設することとする。